

中国税務速報

2023年3月17日

1. 【税務総局公告 2023 年第 3 号】 2022 年度個人所得税総合所得の確定申告納付に関する公告

個人所得税法及びその施行規則、租税徴収管理法並びにその施行細則等の関連規定に基づき、2022 年度個人所得税総合所得の確定申告納付（以下、「確定申告」という）に関する事項を以下のとおり公告します。

一．確定申告の主な内容：居住者個人（以下、「納税者」という）は、2022 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに取得した給与・賃金、労働報酬、執筆料、特許使用料など 4 項目の総合所得の収入額を集計し、6 万元の基礎控除および特別控除、特別加算控除、法律で定められたその他の控除及び条件を満たす公益的・慈善的活動への寄付金を控除した後、総合所得個人所得税の税率を適用し、速算控除額を減じて最終的な納税額を計算し、2022 年に予納した税金を差し引いて、税務機関に申告し、還付または追納を行います。具体的な計算式は次のとおりです。

還付額または追納額=(総合所得 - 6 万元 - 「三险一金」等の特別控除 - 子供教育等特別加算控除 - 法律で定められたその他の控除 - 条件を満たす公益的・慈善的活動への寄付金)×適用税率 - 速算控除額] - 予納税額

確定申告では納税者が所有する財産リース等分類収益及び定められた規定により総合所得に組み入れて計算されない所得は含まれません。

二．2022 年に個人所得税を法律に基づき前納し、以下いずれかの状況に該当する納税者は、確定申告手続きを行う必要はありません：

- 確定申告により追加納税が必要だが、一年間の総所得が 12 万元を超えない場合；
- 確定申告により追納すべき税額が 400 元を超えない場合；
- 予納税額と納付すべき税額が一致している場合；
- 税金還付条件を満たしているが還付を申請しない場合。

三．以下いずれかの状況に該当する納税者は、確定申告を行う必要があります。

- 予納税額が確定申告すべき税額よりも多く、税金の還付申請をする場合；
- 2022 年度の総所得が 12 万元を超え、かつ追加徴収金額が 400 元を超える場合。

所得項目の適用ミスや源泉徴収義務者の法定徴収義務を履行しなかったため、2022 年に総所得が過少申告または未申告となった場合は、納税者は法律に従って確定申告を行う必要があります。

四．2022 年に発生した税額控除は以下のとおりであり、納税者は確定申告期間中に申告または追加控除を行うことができます：

- 納税者及び配偶者、未成年子供が条件を満たす場合の重篤な疾病に対する医療費用；
- 3 歳以下の乳幼児の養育費、子供の教育費、継続教育費、住宅ローンの利息または家賃、老人扶養などの特別加算控除及び諸費用控除、特別控除、その他法律で定められた控除
- 適格公益慈善事業寄付
- 適格個人年金控除

総合所得と事業所得を同時に取得する納税者は、6 万元の基礎控除や特別控除・特別加算控除及び法律で定められたその他の控除を申告することができます。ただし重複して申告することはできません。

- 五．「2022年度確定申告」期間は2023年3月1日から6月30日までです。中国国内に住所がない納税者は3月1日前に出国する場合は出国前に手続きを行うことができます。
- 六．手続方法：「自己申告」、「雇用先代理申告（源泉徴収方式により給与所得に係る個人所得税を源泉徴収し、前納する単位を含む）」、または、「受託人申告（税務専門サービス機関またはその他の単位および個人を含む）」、この場合、納税者は受託人への委任状に署名する必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5184015/content.html>